商品概要説明書

スーパー定期貯金<利息分割型>

(2022年11月29日現在)

	(2022年11月29日現在)
商品名	・スーパー定期貯金<利息分割型>
デエロ田いただけて十	愛称:さきどり定期
ご利用いただける方	・個人のみ
期間	・定型方式
	1年、2年、3年、4年、5年
	・期日指定方式
	1年超5年未満
	・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続)の取扱いが
→ 	できます。
預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則とし
	てこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・1 か月、2か月、3か月、6か月の利払サイクルのうち、あらかじめ指定さ
	れたサイクルに応じて利息を分割して支払います。
	・預入日から利払サイクル(1か月、2か月、3か月、6か月)ごとの応当日
	を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前
	日までの日数および約定利率によって計算した中間払利息を指定口座に入金
	します。約定利息から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利
	息の合計額)を差し引いた利息の残高は、満期日以後に支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
(4)税 金	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。
	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
(5) 金利情報の入	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手方法	
手 数 料	_
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。 - 17-17-17-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-18-
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた
古冷紛幼吐の取扱い	だくサービス)がご利用になれます。 ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
中途解約時の取扱い	・両朔ロ前に解約する場合は、以下の中述解約利率(小剱無弟4位以下切拾で <i>)</i> により計算した利息とともに払い戻します。
	により計算した利息とともに払い戻します。 (1)1年ものの定型方式および1年超2年未満の満期日指定方式
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50%
	② 預入期間からか月以上「年末満の場合 約定利率×50% 3 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×70%
	③ 預入期間か「年以上2年木満の場合 約定利率× /0% (2) 2年ものの定型方式および2年超3年未満の満期日指定方式
	(2)2年ものの定型方式およい2年超3年末満の満期日指定方式
	② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% 約定利率×70% 約定利率×70%
	③ 預入期間が1年以上3年未満の場合 約定利率×70% (3)、3年1の00字刑方式なよび3年初4年未満の港期日指字方式
	(3)3年ものの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率
	② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% 約定利率×50% 約定利率×50%
	③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%

④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% (4) 4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×40% ⑤ 預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×80% (5) 5年ものの定型方式 ① 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30% ⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40% ⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60% ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われているこ とがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約 利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 • 保護対象 貯金保険制度 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 (公的制度) 法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保 護されます。 苦情処理措置および 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま 紛争解決措置の内容 しては、当 I A本支店(所)または当 I A担当部署(最終頁を ご確認ください。)にお申し出ください。当 J A では規則の制定 など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努 め、苦情等の解決を図ります。 また、「Aバンク相談所(電話番号:03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当IA担当部署またはIAバンク相談 所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下 「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を 移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または 東京三弁護士会にお問合せください。」 その他参考となる ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 事項 算します。

本商品にかかる当組合の担当部署 JA 佐久浅間 金融部 (電話:0267-67-0610)